

議案第八号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

港区立児童遊園条例（昭和三十九年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表南麻布一丁目児童遊園の項の次に次のように加える。

南麻布新堀児童遊園

東京都港区南麻布二丁目二番八号

別表高輪一丁目児童遊園の項を削る。

付 則

この条例中別表高輪一丁目児童遊園の項を削る改正規定は平成二十五年四月一日から、同表に南麻布新堀児童遊園の項を加える改正規定は同年六月一日から施行する。

（説明）

南麻布新堀児童遊園を設置するほか、高輪一丁目児童遊園を廃止するため、本案を提出いたします。